

公立大学法人埼玉県立大学教員の採用選考基準に関する規程

平成22年4月1日

規程第50号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学埼玉県立大学教員の採用及び昇任の手続きに関する規則（平成22年規則第21号）第9条第2項の規定に基づき、教員の採用選考基準について必要な事項を定めるものとする。

(選考の基準)

第2条 教員の採用は、次条から第6条の2までに規定する資格を有し、かつ、第7条に規定する本学教員として求める人材像に適合している者から行うものとする。

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 大学において教授の経歴を有する者
- 四 大学において准教授の経歴を有し、教育研究上の業績を有すると認められる者
- 五 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴を有する者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(准教授の資格)

第4条 准教授になることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条に規定する教授となることのできる者
- 二 大学において准教授又は専任の講師の経歴を有する者
- 三 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 研究所、試験所、調査所等において5年以上研究員としての経歴を有し、担当しようとする学科等に関する教育研究上の業績を有すると認められる者
- 五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者

第5条 削除

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第3条に規定する教授又は第4条に規定する准教授になることのできる者
- 二 大学において助教（これに準ずる者を含む。）の経歴を有する者
- 三 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者又はこれに準ずる者
- 四 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第6条の2 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(求める人材像)

第7条 本学教員として求める人材像は次のとおりとする。

- 一 熱意を待って教育に取り組み、研究を推進することができる人材又は、それを補助することができる人材
- 二 地域社会に対し積極的に関わり、貢献することができる人材
- 三 自らの役割を常に自覚し、積極的に大学運営に参画することができる人材
(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、教員の採用選考基準に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。